

現代のことば



森 孝 一

小泉首相の靖国神社参拝に対して、中国政府は厳しい批判をくりかえしている。アジア諸国からの批判に対応するための一方策として、新たな「国立慰霊施設」の建設が議論されている。

もちろん、これに対する反対意見も強い。しかしここでは、この問題についての議論は行わない。もし新たな「国立慰霊施設」を作るとすれば、どのような問題に配慮すべきかを考えてみたい。

思想と信仰を含めて基本的人権を考へることが重要である。

この点において、靖国神社は「国立慰霊施設」としては不適切である。靖国神社は神社であるので、仏教徒であ

国立慰霊施設

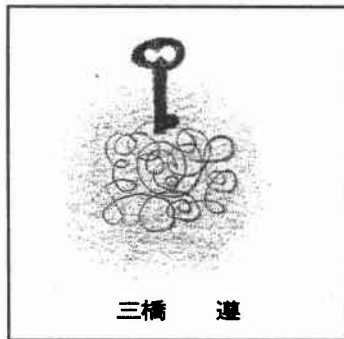
る戦没者の遺族が神社に祭られることを好まない場合は、実質的に「国立慰霊施設」から排除されることになってしまう。

このような実質的な排除が起こらないようにするために、新たな「国立慰霊施設」については、与党も野党も、これを無宗教の施設にすべきであると

考えている。はたして、それでいいのだろうか。戦没者や遺族の信じる宗教の作法によって祭りたいという遺族の願いは、ここでは無視されることになる。

この施設が「国立」である以上、政教分離の立場から仕方がないのだろうか。戦没者と遺族の基本的人権としての「宗教的人権」はどうなるのか。

今年の九月に、アメリカのワシントンDCにあるアーリントン国立墓地を訪問し、責任者であるメツラー局長から話を聞くことができた。アーリ



三橋 蓮

ントン国立墓地には、軍に所属する七名の牧師と神父が埋葬式を行っている。私が訪問した日だけで、二十五件の埋葬式が行われていた。キリスト教以外の宗教を信仰している遺族の場合はどうなるのか。アーリントン国立墓地では仏教、イスラームなどによる埋葬も行われている。その場合は遺族がそれぞれの宗教の聖職者に依頼して埋葬式を行うという。

「その場合の費用は誰が支払うので

すか」という私の質問に、メツラー局長は当然のごとくに「国が支払います」と答えた。アーリントン国立墓地には、埋葬者の条件が厳しく定められている。その条件を満たしていれば、どんな宗教による埋葬も、無宗教による埋葬も含めて、国の税金によって賄われている。メツラー長官は今まで埋葬式を行ったさまざまな宗教のリストを見せてくれた。そのなかには日本の宗教教団もいくつか含まれていた。日系アメリカ人の埋葬者であったのだろう。

特定の宗教だけによる埋葬ではなく、無宗教をも含めて、あらゆる宗教的立場に対して国家は平等に扱う。これがアメリカ流の政教分離・信教の自由である。

戦没者を祭る、慰霊することは宗教的行為である。すべての人の「宗教的人権」を尊重する祭りを、日本も考へるべきではないだろうか。

(同志社大学教授・神学)

現代のことば



森 孝 一

十七日、小泉首相が大阪高裁の違憲判断に配慮しつつ、「公式参拝」としての色彩を弱めたうえで、靖国神社参拝を行った。この小泉首相の靖国神社参拝をめぐる訴訟については、今回の参拝の報道でも指摘されているように、九月から今月にかけて大阪高裁を含めて、三つの高等裁判所の判決が続けて出たばかりだった。東京高裁と高松高裁は憲法判断を避け、大阪高裁だけが違憲判断を下した。しかし、実は大阪高裁の判決の本文は「控訴を棄却する」であり、違憲判断は「傍論」として述べられているに過ぎない。判決についてのコメントを求められた小泉首相は「勝訴でしょう」と答えている。

「政教分離」と「信教の自由」については、憲法第二〇条に規定されている。「信教の自由」は基本的人権の中核をなすものである。どのような思想や信仰を持つことも自由であるとい

かなる宗教団体も、国から特権を受けなくてはならない。「国及びその機関は、……いかなる宗教的活動もしてはならない」。すなわち、総理大臣という「国の機関」が靖国神社に参拝することに

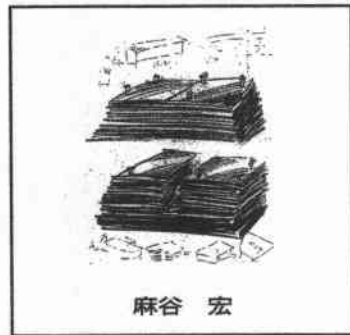
政教分離・信教の自由

うだけでなく、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という人権である。この後半部分、つまり「強制されない権利」が「政教分離」と関連してく

より、靖国神社という「特定の宗教団体を特別に支援したことになる」か。これを曖昧にすると、特定の宗教への参拝を国民に強制することに道を開くことにはならないか。

「政教分離」については、憲法第二〇条に次のように定められている。い

現行の日本の裁判制度では、原告に直接的な被害や損害をもたらす場合以外には、訴訟を起すことができない。



麻谷 宏

原告が本当に問題にしたかったのは、総理大臣の靖国神社参拝が「政教分離」に違反することであった。しかし、それができないので、総理大臣の靖国参拝によって、自分の「信教の自由」が侵されたとして、原告一人あたり二十万円の損害賠償請求を求める訴訟を起したのである。

三つの高裁はいずれも原告の訴えを棄却した。すなわち、小泉首相の靖国参拝によって、原告の「信教の自由」が侵されたとは言いがたいと判断したのである。そして、大阪高裁だけが「傍論」として、小泉首相の靖国参拝が「政教分離」に違反していると判断したのである。

「信教の自由」は実は「政教分離」を前提として成り立つものである。すなわち、「特定の宗教団体」を国家公認の特別の宗教(国教)とすることを憲法で禁止することによって、無宗教を含めて、あらゆる宗教的立場に、憲法のもとの平等な権利を保障することができるのである。

(同志社大教授・神学)